

# 西宮市子ども・子育て会議

## 第5回 確認部会

### 会 議 録

■日 時：平成31年2月6日(水)

■場 所：西宮市役所東館7階 701会議室

〔午後 1 時24分 開会〕

○事務局 少し時間は早いのですが、お揃いになられましたので、ただいまから西宮市子ども・子育て会議第5回確認部会を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、ありがとうございます。  
本日は、●●委員と●●委員のお二方はご欠席です。

それでは、資料の確認です。

1点目は、左上をホッチキスどめしている会議次第です。委員名簿、事務局名簿、座席表を添付しています。2点目は、左2点ホッチキスどめの資料集です。3点目は、本日机上配付している左上1点ホッチキスどめで右上に「差替え資料」と記載している資料です。

本日の資料は以上ですが、お揃いでしょうか。足りないものがあればお申し出ください。

では、部会長、会議の進行をお願いします。

○部会長 皆様、こんにちは。委員の皆様には公私ともにお忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、傍聴希望者の確認をします。子ども・子育て会議と同様に、確認部会も原則公開し、議事録も公表されます。本日、傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃいません。

○部会長 本日は傍聴希望の方はおられませんので、このまま進行させていただきます。

それでは、次第に沿って進めます。

まず、報告事項として、「平成31年4月保育所等入所申込状況について」、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 資料集1ページをご覧ください。

まず、「1.入所申込から結果発表までの流れ(平成30年度実績)」です。

平成31年4月の保育所などの入所申込みについては、1次、2次、最終の3段階あり、1次申込みで空きがあった場合に2次申込みの方が入れ、さらに1次、2次でも残った空き枠に対して最終申込みで申し込んだ方が入れるという仕組みになっています。

まず、1次は11月9日申込みを締め切り、11月16日に各園の申込者数と入所可能数の集計表をホームページに公開し、これをもとにした希望先の追加・変更受付を11月30日まで行いました。ここで1次申込みは完全に締め切り、利用調整に入ります。

2次申込みは、11月9日を超えて新たに申込みがあった方になりますが、12月21日に申込みを締め切りました。この1次、2次の申込みをそれぞれ利用調整して、資料上では2月上旬から中旬になっていますが、一昨日2月4日に結果発表を行いました。

これとは別に、最終申込みは、その前の1月31日が締め切りとなっていました。

1次・2次申込結果発表を2月4日に行い、その時点で空きがある施設などの情

報を提供しますので、それをもとに希望先の追加・変更などを行っていただきます。この締切りは2月13日です。この方々と、先ほどの1月31日までに最終申込みをした方を合わせて再度利用調整を行い、3月上旬ごろに最終の結果発表を行う予定です。

以上が平成31年4月保育所等入所申込みの流れです。

次に、「2.申込状況」です。

平成30年4月の申込みは、1次・2次合計で2,768人、平成31年4月の申込みは、1次・2次合計で2,798人です。1次・2次の申込みで比べますと、昨年より30人の増です。なお、最終の申込者数は未集計のために含まれていません。最終的な申込人数は、5月に予定している待機児童数の公表時に確定されます。

説明は以上です。

○部会長 ただいま事務局から平成31年4月保育所等入所申込状況についてご説明がありました。

報告事項ですのでご質問があればお受けしたいと思います。ご質問がある方はどうぞご発言ください。

〔発言者なし〕

○部会長 それでは、「議事(1)教育・保育施設及び地域型保育事業の確認(利用定員の設定)」に移ります。

本日は、「確認」の制度概要について事務局から説明を受けた後、利用定員についてご意見を求めたいと考えています。

まず、事務局から「確認」の制度概要について、資料のご説明をお願いします。

○事務局 資料集の2ページをご覧ください。

具体的な案件についてご説明する前に、改めて制度概要についてご説明します。

まず、前提として、子ども・子育て支援新制度では、市町村が子育て支援に関する地域のニーズを把握し、そのニーズを満たすために数値目標を設定し、支援施策を供給することが主眼となっています。そのために策定するのが「子ども・子育て支援事業計画」です。

では、「1)「確認」と確認部会」をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法等の規定に基づく職員の配置基準や施設の面積基準を満たしているか、そのほか園を運営する能力があるかを審査します。これが「認可」です。

「認可」によって幼稚園や保育所として運営していける基準を満たしていることが認められた後に、子ども・子育て会議にご意見をお聞きしながら、市町村がニーズに合った適切な定員設定を行うのが本日の「確認」です。ここで「確認」を受けた利用定員に対して、公定価格の定員別の単価が適用され、施設型給付費が支給されます。

本市では、この確認部会を「子ども・子育て会議のご意見を聞く場」として位置づけています。

中段の「(確認部会での意見聴取事項)」として四角で囲っているところをご覧ください。

確認部会では、1、新設の認定こども園・幼稚園・保育所や、小規模保育などの地域型保育事業の利用定員を定めるとき、2、既存の私立幼稚園が新制度の幼稚園に移行する際に利用定員を定めるとき、また、今回は該当はありませんが、3、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に利用定員を定めるとき、この3つの事項について、あらかじめご意見をいただくこととなります。

次に、「2) 認可と確認」です。

教育・保育施設、地域型保育事業は、学校教育法や児童福祉法などで定める職員配置基準や保育室・園庭の面積基準などの認可基準、つまりハード面での基準を満たす必要があるほか、新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、利用開始に伴う利用者への説明、同意を得る手続や運営方針など重要事項を定めた運営規定の整備など運営に関する基準、つまりソフト面での基準を満たす必要があります。

3 ページ上段の表をご覧ください。

認可と確認を行う主体は、施設等によって異なります。

「確認」は、すべての施設等を市が行います。「認可」は、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業は本市で行いますが、幼保連携型以外の認定こども園や幼稚園の認定・認可は兵庫県が行います。

この市で認可していなかった幼保連携型以外の認定こども園について、平成30年6月27日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、幼保連携型以外の幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限が、平成31年4月1日以降、兵庫県から中核市に移譲されることとなりました。詳しい内容については、2月14日開催の子ども・子育て会議にてご報告します。

次に、下段の「民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ」をご覧ください。認可と確認がどのタイミングで行われるか、流れを例示しています。

現在本市では、「市有地公募型」もしくは「事業者用地確保型」にて募集を行っていますが、まず初めは、保育所の設置・運営法人を公募し、応募してきた運営法人の提案内容について学識経験者で構成する「西宮市保育所等整備審査委員会」で審査し、市が事業者を決定します。さらに、整備する園舎や園庭、配置する職員数などが児童福祉法などで規定する基準に適合しているかどうかを審査し、「認可」することとなります。この際、あらかじめ「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で意見を聞くこととなります。最後に、子ども・子育て支援法に基づく運営基準に適合しているかどうかを「確認」することとなりますが、設定する利用定員について、あらかじめ「子ども・子育て会議」での意見を聞くこととなります。これらを経て、開園・運営がスタートします。

次に、4 ページの「3) 確認の効力」についてご説明します。

認定こども園、幼稚園、保育所に対する「確認」の効力は全国に及ぶこととなりますので、本市の市民が他市の例えば認定こども園を利用する場合、本市で「確

認」を行う必要はありません。一方で、小規模保育事業や家庭的保育事業などに対する「確認」の効力はその市区町村内のみには及びませんので、本市の市民が他市の地域型保育事業を利用する場合、本市で改めて「確認」を行う必要があります。中段の図をご覧ください。

具体的な事例を挙げますと、西宮市民が里帰り出産のため大阪府内のA市の実家に帰省して、産前産後の間、上のお子さんをA市内の施設に預ける場合です。

預け先の施設が認定こども園、幼稚園、保育所の場合は、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアする必要がありますが、すぐに入園・入所が可能となります。預け先が小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業であった場合、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアしていたとしても、西宮市の「確認」を受けていなければ、すぐに入園・入所ができません。

このように、西宮市民が他市で地域型保育事業を利用する場合、まずは、西宮市が「確認」することについての同意をA市からもらう必要があるほか、その地域型保育事業からの申請を受け西宮市が「確認」を行う必要があります。このときにも、利用定員を設定し、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞く必要があります。

こうした制度上の問題から、兵庫県内の市町村間では、双方の地域型保育事業を利用する際に必要な「同意」の行為は不要とする旨の協定を結んでいます。このことで、西宮市民が兵庫県内の地域型保育事業を利用される場合は、子ども・子育て会議の意見聴取なども不要となります。しかしながら、協定を結んでいない県外の市町村を西宮市民が利用される場合は、中段の図表のような流れが必要になります。では、5ページの「4）利用定員について」ご説明します。

1、各施設・事業者は、4つの区分で利用定員を設定することとなります。具体的には、1号認定が1区分、2号認定が1区分、3号認定は0歳と1・2歳の2区分に分けて利用定員を設定します。

2、利用定員は、原則、認可定員を超えない範囲で、利用状況を勘案して設定する必要があります。

例えば、3、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数や今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定します。簡単な図で示していますが、認可定員100人の施設で、これまでの実績と今後の見込数を勘案したところ、利用者数が80人となる場合には、利用定員を80人と設定することとなります。

次に、6ページをご覧ください。

4、先ほどとは反対のケースですが、実際の利用人数が認可定員を超える場合には、認可定員の範囲内で利用定員を定めます。ただし、こうした施設等については、①から②にあるとおり、利用定員を適切に見直し、「確認」の変更を行う必要があります。また、利用実態に応じて認可定員を変更することが必要とされています。加えて、これらの見直しが行われず、「確認」した年度から起算して連続する2年度間（2・3号認定については5年度間）で常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%を超える場合には、施設型給付費が減算されるペナルティが科せられることとなります。

下の図で言うと、認可定員100人の施設では利用定員を100人に設定することになります。2年度間平均して120人の受入れを継続している場合には、施設型給付費が減算されます。

「確認」の制度概要のご説明は以上です。

○部会長 ただいま「確認」の制度概要について事務局から説明がありましたが、制度概要についてご質問のある方はお願いします。

無償化が来年度から進んで、利用定員や確認を経ない認可外に預けている3歳以上は無償化対象になりますが、そうすると確認はどう関わるのですか。0・1歳は所得要件が必要なので自治体の住民税の算定基準の提出が必要ですね。

○事務局 これは施設型給付費を支払う対象になるかどうかの制度ですので、そのあたりについては対象外になってこようかと思えます。

○部会長 西宮市民が認可外に預けて、無償化を受ける場合はどういうルールで、どういうお金の流れになるのですか。

○事務局 今議論していただいている「確認」とは別の同じような「確認」を行うことにはなりません。ただ、この確認部会の役割は定員を定めるときの意見聴取になりますので、無償化制度が始まって認可外保育施設も「確認」の行為は必要なのですが、その確認の行為にあたってまたこの場で審議していただくかどうかまでは分かりません。

○部会長 何かの確認はあるが、それはどこでやるかは分からないですね。

○事務局 施設と市とのやりとりだけになるのか、こういった審議会の意見を聞く必要があるのかどうかは分かりません。

○部会長 来年度は無償化は全部国費で持つことになっているので、西宮市が算定した人数が国に上がって、国から100%給付ということに一応なるわけですね。それを西宮市が施設に渡す代理給付になるのか、あるいは親本人に渡すのですか。

○事務局 今、新制度ではない幼稚園に通っている方については、保育料を各園が定めていますので、保護者が負担する保育料に対して保護者の所得に応じて就園奨励助成金を市が交付しています。それは現物給付ではなく償還払いをする仕組みになっていまして、無償化がスタートしたときにそういった幼稚園に通われている方にも2万5,700円まで保育料相当分を市から補助することになります。それは、保護者が一旦、園に支払っていただいて後で市がお返しするのか、もしくは、園は保護者に請求せずに、請求しなかった分を市に請求するのか、やり方はその2通りありまして、どちらの方法になるかは決まっています。

○部会長 それは国が決めていないということですね。

○事務局 はい。地域の実情に応じて対応したいとは国はおっしゃっていますが、まだ確定はしていません。

○部会長 ほかにありませんか。大丈夫ですか。

〔発言者なし〕

○部会長 では、引き続き、利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日差替えの資料をご覧ください。

これは、今回新たに利用定員を設定する施設です。平成31年4月からは、認定こども園が5園、保育所が4園、小規模保育事業が1園の計10園が、また、平成31年の夏頃からさらに保育所1園が運営をスタートします。

まず、表中の1から5までの認定こども園については、5園のうち1の「いるか幼稚園」が既存の幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する施設です。2号の受入枠が新たに確保されています。

2の「マザーシップ西宮北口こども園」、3の「かえで保育園」、4の「一麦保育園」、5の「段上保育園」は、既存の民間保育所から幼保連携型の認定こども園に移行する施設であり、こちらは1号の受入枠が新たに確保されています。

6から10は、新設の認可保育所です。

6の「高須の森保育園」は、西宮で「つぼみの子保育園」などを運営している社会福祉法人みかり会が高須町1丁目の旧高須東小学校跡地で開設する保育所です。

7の「夙川あすなろ保育園」は、尼崎市で保育所を運営している社会福祉法人あすなろ福祉会が松園町で開設する保育所です。この「あすなろ保育園」については、認可定員100人に対し利用定員を90人としています。これは、開設当初は90人とすることを近隣との協議で決めたものです。

8の「大社幸和園」、9の「越水幸和園」は、西宮で認定こども園「幸和園」などを運営している社会福祉法人幸和園が、柳本町、越水町でそれぞれ開設する保育所です。「越水幸和園」は「大社幸和園」の分園です。

10の「上甲子園保育園」は、明石市などで保育所等を運営している社会福祉法人あゆみ会が上甲子園5丁目で開設する保育所です。こちらは平成31年夏ごろの開設を予定しています。

11の「小規模保育園 森の子どもたち」は、社会福祉法人みかり会が田中町のエビスタ西宮の増築部分で開設する小規模保育施設です。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらは、既に利用定員を定め運営している施設ですが、それぞれの事由により利用定員を変更する施設等の一覧です。こちらについては、子ども・子育て支援法であらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされている事項ではありませんが、あわせて報告します。

1施設2段書きで、上段が変更前の利用定員、下段が変更後の利用定員です。

まず、12から17が市立幼稚園です。

12の「大社幼稚園」は、最大学級数を3から4クラスにしたため定員の変更をするものです。

13から15の「高須西幼稚園」、「小松幼稚園」、「名塩幼稚園」は休園となります。

16から17の「用海幼稚園」、「瓦木幼稚園」は、定員を、「用海幼稚園」は70人から35人に、「瓦木幼稚園」は105人から70人に減員します。

次に、18から19は認定こども園です。

18の「みどり園保育所／分園」は、みどり園保育所の分園として津門綾羽町に開設されます。分園のため、利用定員の変更という形での扱いになりますが、0から5歳まで合計109人の利用定員が新たに設けられます。

19の「甲子園子ども学舎」は、児童数の減少により利用定員を変更するものです。次の20から21は小規模保育事業所です。

20の「夙川森のほいくえん」は閉園です。

21の「たけのこ保育所」は、移転により保育室の面積減少に伴い4人の減員です。22の家庭的保育事業所の「ぎんが保育ルーム」は閉園となります。

続きまして、3ページをご覧ください。

市内を13区域に分けた小ブロックごとに平成30年4月1日時点での入所児童数、入所保留数、そして、来年度の新設及び定員変更施設について、どのぐらいの定員の増減があるのかを表に記載しています。今回、市内全体で536人の増となりました。

最後に、4ページをご覧ください。

今回ご説明した中で2号・3号の定員増となった施設を白抜きで地図に落としています。

説明は以上です。

○部会長 ただいま利用定員の設定について事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がある方はお願いします。

1の「いるか幼稚園」は2号を設定されたのですが、現在も預かり保育で夕方まで預かっておられた幼稚園なのですか。保育体制は現状とあまり変わりませんか。

○事務局 そうですね。「いるか幼稚園」は現在も遅くまで預かっていらっしゃる子供たちがいると聞いていまして、2号の設定についても大体その子供たちを引き受けるぐらいの設定だと伺っています。

○部会長 実際の保育料がどうなるかは、4月段階でのそのお子さんたちの世帯年収によって違うのですね。今の普通の幼稚園としていくほうがいいのか、あるいは、2号になったほうが保育料がどうなるのかというのはいかがですか。

○事務局 今おっしゃったとおりです。

○部会長 幼稚園によって、こうしたほうが安くなるよというシミュレーションをしてくれる幼稚園もあれば、説明がないため1号のままのほうが安かった人もいて、世帯年収によって違うので複雑で混乱もあるようですが、「いるか幼稚園」はきちんと説明されているのでしょうか。

○事務局 すみません、ちゃんと園からはお聞きしておりません。

○部会長 西宮の親御さんたちにお聞きすると、すごく詳しく説明してくれる園もあれば、説明してくれなかった園もあるみたいで、周りのお母さん方からうわさは聞かれるそうですが、各ご家庭の年収は聞けないので、こっちのほうが安いと思って変わったのに高くなってしまったりしているようです。

○事務局 10月1日に幼稚園の園児募集が始まるので、そのときには、認定こども園に移行したら、今まで幼稚園的な利用をされていた方はこれぐらいの料金になり



ます、ただし所得に応じて金額が変わります、それは市が決定しますということと、保育所的な利用をされる方は、同じく所得に応じて金額が変わります、それも市が決定しますということとはご案内されています。

ただ、幼稚園的な利用をされる方と保育所的な利用をされる方では保育料の減額システムが異なります。幼稚園的な利用をされる方であれば、ご家庭の中で小学校3年生までのお子さんから数えて何番目なのか、2人目であれば半額、3人目であれば無料になります。一方、保育所的な利用をされる方であれば、小学校に上がるまでのお子さんの中で何番目なのかによって保育料が半額あるいは無償になります。例えば、上の子は小学校3年生、真ん中の子は小学校1年生、一番下の子が幼稚園に入っている場合、保育所的な利用だと保育料は満額かかりますが、幼稚園的な利用だと無償になります。ただし、預かり保育の費用は別途かかりますので、そういう地道な計算をしていただかないといけません。

「いるか幼稚園」がどうご説明したかはわかりませんが、これまで認定こども園に移行した園は、そういったトラブルがあることを聞いておられるので、個別に説明会を開いて対応されていると聞いています。

○委員 「いるか幼稚園」は2号は30人増えたのですが、1号の部分は減ったのでしょうか。もともと今270人定員のところが240人に減るようなので、そのあたり、お差し支えなければ教えていただけますか。

○事務局 利用定員の数については、各園のご判断でされているので、どういったことが理由なのかは分かりません。

○部会長 2月4日に結果を公表されたのでお聞きしますが、話題を呼んだパーク&ライド方式の保育園の申込者数はいかがだったのでしょうか。

○事務局 個別のものに関しては特にはお出しはしていませんが、新設園はどこもそうですけれども、4・5歳は全部は埋まらないので、現在の1次・2次の時点では空きはあります。

○部会長 低年齢児は新設園だから入りやすいので、申込者は多かったですか。

○事務局 今の時点で0～2歳児についてはもう埋まっている形です。

○部会長 ほかにご質問はよろしいですか。

〔発言者なし〕

○部会長 では、本日の議事についてはここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項はありますか。

○事務局 今日はお忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございました。

次回は2月14日に子ども・子育て会議を開催する予定です。このときに12月に実施したアンケート調査の報告をさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

事務局からは以上です。

○部会長 それでは、本日は終了いたします。皆さんありがとうございました。

〔午後1時59分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 4名】

## 【事務局出席者名簿 9名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	田村 三佳子	子供支援総括室長	川俣 均
西宮市私立保育協会 会長	藤原 和子	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	保育施設整備課長	貴志 健太
西宮市青少年愛護協議会 高須地区青少年愛護協議会会長	吉井 寛	保育幼稚園指導課長	田中 由恵
		子育て事業部長	伊藤 隆
		保育入所課長	秋山 一枝
		保育幼稚園支援課長	松井 亮一郎
		【教育委員会】	
		学校改革部長	津田 哲司
		学校改革調整課長	谷口 麻衣